

第 45 回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～協賛行事募集要領

第1条 趣旨

この要領は、第 45 回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～（以下「大会」という。）の基本理念に賛同する企業や団体等（以下「企業等」という。）が実施する協賛行事を募集するにあたり、必要な事項を定める。

【基本理念】

大阪の海や河川等がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するため、それらを育む環境の保全・創出や水産資源の保護・管理等の取組みを進めることにより、府内水産物をはじめとした大阪の魅力を広く発信し、水産業の振興と地域の活性化を図ります。

第2条 対象となる行事

1 開催期間

この要領の施行の日から令和 8 年 12 月末まで

2 開催場所

原則として大阪府内

3 主催者

水産業関係団体、企業、特定非営利活動法人、学校、ボランティアグループ等の任意団体、国、地方公共団体 等

4 行事の種類

大会の基本理念に賛同して行われるイベント、セミナー、シンポジウム、活動等

(1) イベント、セミナー、シンポジウム等

府産農林水産物の消費拡大や、森・里・街・川・海の環境やそこに生息する生物に親しむこと又は自然環境の保全などを目的として実施するイベント等

(2) 種苗放流活動

海、川、湖沼において実施する種苗放流活動や、海藻（海草）の増殖活動等

(3) 環境保全活動

環境保全を目的に実施する清掃活動等

(4) 森づくり活動

木育・森林保全などを目的に実施する森づくり活動等

(5) 水産業振興に資する活動

漁業体験、魚食普及、水産物の消費拡大に向けた活動等

(6) その他

第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認める行事

第3条 応募方法

協賛行事に応募しようとする主催者（以下「申込者」という。）は当該行事が開催される日の 10 日前までに「協賛行事登録申込書（様式第 1 号）」（以下「申込書」という。）を実行委員会事務局に提出するものとする。ただし、事務局が認めた場合はこの限りではない。

第4条 審査・登録

実行委員会は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、第2条に規定する対象となる行事に該当し、第6条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、速やかに申込者に対し「協賛行事登録通知書（様式第2号）」により協賛行事に登録した旨を通知する。

第5条 協賛への返礼

1 協賛行事への返礼

協賛行事として登録された行事については、実行委員会と協議・調整の上、次の各号に掲げる返礼を行う。

- (1) 大会のテーマ、大会キャラクター「もずやん」大会専用イラスト等の使用
- (2) 当該行事のポスター・チラシ等への協賛行事の表示
- (3) 大会「横断幕」、「のぼり旗」、「大会専用コスチューム」の貸し出し
- (4) 大会ポスター・チラシの提供
- (5) 大会ノベルティグッズの提供
- (6) 大会ホームページ及び大会終了後に発行する実績報告書等への行事情報等の掲載
- (7) その他実行委員会が必要に応じて追加する返礼

〈注意事項〉

- ア 大会テーマ、大会キャラクター「もずやん」大会専用イラスト等の使用にあたっては、事前に実行委員会事務局に図案等を提示し承諾を得ること。
- イ 大会キャラクター「もずやん」大会専用イラストの使用については、「第45回全国豊かな海づくり大会キャラクターもずやん大会専用イラスト等使用指針」及び「第45回全国豊かな海づくり大会キャラクターもずやんの大会専用イラスト等の使用に関する要綱」等に従うこと。
- ウ 大会「横断幕」、「のぼり旗」、「大会専用コスチューム」、大会ポスター・チラシ及び大会ノベルティグッズの発送に要する経費は発送者の負担とする。
- エ 大会「横断幕」、「のぼり旗」、「大会専用コスチューム」の貸し出しは先着順とする。
- オ 貸し出した大会「横断幕」、「のぼり旗」、「大会専用コスチューム」は行事終了後、速やかに実行委員会へ返却すること。

2 譲渡等の禁止

申込者は、提供された返礼を第三者に譲渡又は移転することはできない。

3 返礼の不要

申込者は、協賛への返礼を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出るものとする。

第6条 登録の制限等

1 登録の制限

実行委員会が次の各号に該当すると認めた場合は、協賛行事として登録しないものとし、申込者に対し「協賛行事不登録通知書（様式第3号）」によりその旨を通知する。

- (1) 大会の品位を傷つける、又は正しい理解を妨げるおそれのある行事
- (2) 営利を主たる目的とする行事
- (3) 法令又は公序良俗に反する行事又は社会的に非難を受けるおそれがある行事

- (4) 特定の政治、宗教及び思想の活動を目的、支援又は公認しているような誤解を与え、もしくは与えおそれがあると認められる行事
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあると認められる行事
- (6) 特定の個人又は企業等の売名に利用しようとする行事
- (7) その他、実行委員会が不相当と認める行事

2 登録の取消し

実行委員会は、登録された行事が第2条各項に該当しなくなった場合、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、登録を取り消すものとし、当該申込者に対し、「協賛行事不登録通知書(様式第3号)」により、その旨を通知する。なお、取消しにより損害が生じた場合であっても、実行委員会はその損害を賠償する責めを負わない。

第7条 実績報告

申込者は、行事終了後1ヶ月以内に「協賛行事実績報告書(様式第4号)」により実行委員会に実績を報告するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の報告を受けた場合は、速やかに「協賛行事実績台帳(様式第5号)」に記載する。

第8条 その他

- (1) 申込者は、登録された行事の内容、日程等を変更する場合は、速やかに実行委員会事務局に連絡する。
- (2) 登録された行事に要する経費は、全て申込者の負担とする。
- (3) この要領に定めるもののほか、協賛行事の取扱いに必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月19日から施行する。

第5条第1項第1号及び同項第3号は令和7年9月1日から施行する。